

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 高齢者支援課																									
件 名	介護保険趣旨普及に係る印刷																									
契 約 内 容	介護保険制度説明用パンフレット「みんなのあんしん介護保険」の印刷																									
契 約 期 間	令和3年1月9日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和3年1月9日																									
契 約 相 手 方	株式会社現代けんこう出版																									
契 約 金 額	1,039,500円 (7,000部)																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	パンフレットの著作権を上記業者が所有していることにより当該契約の性質が競争入札に適さないことから随意契約による契約を締結。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 高齢者支援課																									
件 名	制度説明用小冊子の印刷																									
契 約 内 容	65歳到達時や転入などによる被保険者資格を有した際、被保険者証の送付時に同封する制度説明用小冊子の印刷。																									
契 約 期 間	令和3年2月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和3年2月1日																									
契 約 相 手 方	株式会社東京法規出版																									
契 約 金 額	217,800円 (4,500部)																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	冊子の著作権を上記業者が所有していることにより当該契約の性質が競争入札に適さないことから随意契約による契約を締結。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 高齢者支援課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	犬健チャレンジ賞品の購入について	
契 約 内 容	健康マイレージ事業「犬健チャレンジ」の賞品の購入	
契 約 期 間	納入期日令和3年1月29日	
契 約 締 結 日	令和3年1月15日	
契 約 相 手 方	株式会社クオ・カード	
契 約 金 額	152,770円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	株式会社クオ・カードでのみ購入可能なため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

## 随意契約に関する調書（公表）

<b>所 管 課 名</b>	健康福祉部 健康推進課	
<b>件 名</b>	新型コロナウイルスワクチン接種に係る印刷委託業務	
<b>契 約 内 容</b>	厚生労働省より示された「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」について、新型コロナウイルスワクチンの接種対象者に対し、接種実施医療機関等が当該市の対象者であることの確認に用いるため、接種券を対象者へ送付することになったため印刷物を委託する。	
<b>契 約 期 間</b>	令和3年2月1日から令和3年3月31日まで	
<b>契 約 締 結 日</b>	令和3年2月1日	
<b>契 約 相 手 方</b>	カワセコンピュータサプライ株式会社 名古屋支店	
<b>契 約 金 額</b>	2,541,000円	
<b>根 拠 規 定</b>	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	<b>随意契約の理由 及 業者選定の理由</b>	<p><b>【随意契約及び業者選定の理由】</b>                      新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、住民が接種を行うために必要なクーポン券（接種券）の白紙、封筒及び同封する案内文を早急に準備する必要があるため。                      また、案内文は2種類あり、総数は44,000枚を超え、本庁の印刷機で印刷することは費用対効果的にも現実的ではなく、外注に出すことが望ましい。                      クーポン券（接種券）は健康管理システム（ログヘルス）にてデータ作成後、市職員により印刷することとなるが、シール式となっており、情報政策課及び保健センターに設置してあるプリンターで印刷できる用紙を用意できる業者は、過去に風疹クーポン券（接種券）印刷時の調査で、カワセコンピュータサプライ株式会社 名古屋支店1社だったこともあり、選定した。</p>
<b>その他特記事項</b>		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	新型コロナウイルスワクチン接種だよりの印刷について	
契 約 内 容	新型コロナウイルスワクチン接種の内容を記載したちらしの印刷 (広報への差込作業を含む)	
契 約 期 間	令和3年2月9日～令和3年2月26日	
契 約 締 結 日	令和3年2月9日	
契 約 相 手 方	サンメッセ株式会社 愛岐営業所	
契 約 金 額	319,770円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>【随意契約の理由】 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</p> <p>【業者選定の理由】 本業務は納期までの期間が短いなかで、広報へ差し込みした状態での納品を指定するもののため、効率のよい作業が見込める広報印刷を受注している業者を選定した。 また、選定業者は、市が発注している他の印刷業務を滞りなく執行した受注実績があるため選定した。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	新型コロナウイルスワクチン接種だよりの印刷2について	
契 約 内 容	新型コロナウイルスワクチン接種の内容を記載したちらしの印刷 (広報への差込作業を含む)	
契 約 期 間	令和3年2月25日～令和3年3月12日	
契 約 締 結 日	令和3年2月25日	
契 約 相 手 方	サンメッセ株式会社 愛岐営業所	
契 約 金 額	319,770円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及び 業者選定の理由	<p>【随意契約の理由】 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</p> <p>【業者選定の理由】 本業務は納期までの期間が短いなかで、広報へ差し込みした状態での納品を指定するもののため、効率のよい作業が見込める広報印刷を受注している業者を選定した。 また、選定業者は、市が発注している他の印刷業務を滞りなく執行した受注実績があるため選定した。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	新型コロナウイルスワクチン接種だよりの印刷3について	
契 約 内 容	新型コロナウイルスワクチン接種の内容を記載したちらしの印刷 (広報への差込作業を含む)	
契 約 期 間	令和3年3月5日～令和3年3月26日	
契 約 締 結 日	令和3年3月5日	
契 約 相 手 方	サンメッセ株式会社 愛岐営業所	
契 約 金 額	319,770円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>【随意契約の理由】 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</p> <p>【業者選定の理由】 本業務は納期までの期間が短いなかで、広報へ差し込みした状態での納品を指定するもののため、効率のよい作業が見込める広報印刷を受注している業者を選定した。 また、選定業者は、市が発注している他の印刷業務を滞りなく執行した受注実績があるため選定した。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	産業課	
件 名	消費者教育・啓発クリアファイル	
契 約 内 容	消費者啓発用にクリアファイルを選定し、犬山市消費生活センターの案内を印刷した資材を契約。在庫の補充として同一製品を購入するもの	
契 約 期 間	令和3年2月9日から令和3年3月26日	
契 約 締 結 日	令和3年2月9日	
契 約 相 手 方	株式会社 東京法規出版	
契 約 金 額	272,160円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	消費者啓発資材は市民の安全と財産を守ることを前提に作成することから、掲載する情報の信用性・正確性が大変重要であり、悪質商法問題に精通した専門知識が求められる。本契約は消費者に対してトラブル対処などの教育・啓発を目的としたクリアファイルの購入を行うものであり、その特殊性から作成者の（株）東京法規出版が原稿記事、イラスト、デザイン、編集レイアウト等すべて保持保管しているため入札に適しないため、随意契約の方法による契約を締結する。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 産業課



## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	資源物回収用ネットスタンドの購入について	
契 約 内 容	市内の資源物集積場に設置する資源物回収用ネットスタンドの購入	
契 約 期 間	令和3年3月1日から令和3年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和3年3月1日	
契 約 相 手 方	イワブチ株式会社	
契 約 金 額	499,125円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	資源物回収用ネットスタンドは、既製品ではなく、犬山市専用の仕様になっている。イワブチ株式会社製以外でも製造できるが、価格が高額になるため、業者を指名するもの	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課																									
件 名	風しんの追加的対策に係る印刷について																									
契 約 内 容	平成30年12月17日に、厚生労働省より示された「風しんの追加的対策」について、抗体保有率の低い男性（昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた男性）に対する抗体検査・予防接種の実施に対応した印刷物（クーポン券）を送付することになったため印刷物を委託する。なお、実施期間の3年目にあたる令和3年度は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた男性と令和1年度・2年度対象者で未受検・未接種者を対象とする。																									
契 約 期 間	令和3年3月15日から令和3年3月19日まで																									
契 約 締 結 日	令和3年3月15日																									
契 約 相 手 方	カワセコンピュータサプライ株式会社 名古屋支店																									
契 約 金 額	355,740円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																								
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>国から示されたクーポン券は統一仕様で、シール紙への印刷が必要である。昨年印刷業者へ聞き取りをしたところ、情報管理課及び保健センターで使用しているプリンターでの印刷が可能だと回答があった業者は1者のみであり、競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課																	
件 名	新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかる健康管理システム（ログヘルス）用機器賃貸借について																	
契 約 内 容	新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する対応機器の賃貸借 ・借上げた機器に健康管理システム（ログヘルス）を使用する為に必要な基幹系システムをインストールしセットアップを行う。																	
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日																	
契 約 締 結 日	令和3年3月3日																	
契 約 相 手 方	株式会社 J E C C																	
契 約 金 額	2,823,480円 235,290円×12ヶ月＝2,823,480円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																	
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p><b>【随意契約の理由】</b>                  新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、4月以降に順次市へ届く予診票を健康管理システム（ログヘルス）へ入力する必要があるため、既存の台数では対応ができないため、早急に健康管理システム（ログヘルス）の増設をしなければならないことから緊急を要し、競争入札に付することができないため。</p> <p><b>【業者選定の理由】</b>                  増設する機器にインストールする健康管理システム（ログヘルス）は住基情報と連携がされており、住民異動について自動で反映される仕組みとなっている。このことから、基幹系システムの保守を行っている日本電気株式会社 東海支社から機器のレンタルを行うことが望ましいが、現在機器レンタルは行っていないため、保守先である日本電気株式会社 東海支社と連携がとれ、確実に健康管理システムの導入が可能な株式会社 J E C C を選定した。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかる事務用品の借上げについて	
契 約 内 容	新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかる事務用品の借上げ ・西庁舎に事務用品を設置する ・新型コロナウイルスワクチン接種推進室に事務用品を設置する	
契 約 期 間	令和3年3月8日～令和4年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年3月3日	
契 約 相 手 方	エイトレント株式会社 東海・名古屋営業所	
契 約 金 額	3,483,601円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p><b>【随意契約の理由】</b>                      新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、西庁舎にコールセンターを設置する。西庁舎では電話相談、予約受付業務、新型コロナウイルスワクチン接種推進室では事務処理を円滑に行うため事務用品（机等）が必要となり、早急に手配する必要があることから、緊急を要し、競争入札に付すことができないため。</p> <p><b>【業者選定の理由】</b>                      配備する事務用品は事務用デスク、ビジネスフォン、FAX機能付き複合機など多岐にわたるため、必要となるものを全て手配することのできる業者に限られる。                      また、コールセンター設置前までにすべてのものを配備する必要があるため、過去の給付金時に同様な条件下で配備対応をした実績のあるエイトレント株式会社 東海・名古屋営業所を選定した。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	新型コロナワクチン接種事業用医薬材料品等の購入について	
契 約 内 容	新型コロナワクチン接種事業用の医薬材料品等の購入 ※集団接種会場でアナフィラキシーショック等が起こった際の応急手当用医薬材料品等 ※集団接種会場で医師が使用する医薬材料品等	
契 約 期 間	令和3年3月3日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和3年3月3日	
契 約 相 手 方	中部化成薬品株式会社 名古屋支店	
契 約 金 額	4,760,679円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p><b>【随意契約の理由】</b>                      新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、集団接種会場での緊急時対応（アナフィラキシーショック）やワクチン接種をする際に必要となる医薬材料費等を確実に整備しなければならないことから緊急を要し、競争入札に付すことができないため。</p> <p><b>【業者選定の理由】</b>                      新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、予防接種を実施するにあたり、個別の医療機関のみの接種ではなく、集団接種会場での接種を行う。その際の緊急対応時（アナフィラキシーショック等）や集団接種会場で医師が使用する医薬材料品について、国が示した品物を確実に確保することが必要であり、その品数の多くを調達することができ、まとめて納品できる業者を調査した結果、中部化成薬品株式会社 名古屋支店が対応可能であったため、選定した。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	新型コロナワクチン接種事業用医薬材料品等の購入について	
契 約 内 容	新型コロナワクチン接種事業用の医薬材料品等の購入 ※集団接種会場でアナフィラキシーショック等が起こった際の応急手当用医薬材料品等 ※集団接種会場で医師が使用する医薬材料品等	
契 約 期 間	令和3年3月3日～令和3年3月12日	
契 約 締 結 日	令和3年3月3日	
契 約 相 手 方	株式会社日比研究所	
契 約 金 額	765,050円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p><b>【随意契約の理由】</b>                      新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、集団接種会場での緊急時対応（アナフィラキシーショック）やワクチン接種をする際に必要となる医薬材料費等を確実に整備しなければならないことから緊急を要し、競争入札に付すことができないため。</p> <p><b>【業者選定の理由】</b>                      新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、予防接種を実施するにあたり、個別の医療機関のみの接種ではなく、集団接種会場での接種を行う。その際の緊急対応時（アナフィラキシーショック等）や集団接種会場で医師が使用する医薬材料品について、国が示した品物を確実に確保することが必要である。                      他業者で対応（納品）することが難しい品物について、納品できる業者を調査した結果、株式会社日比研究所が対応可能であったため、選定した。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	新型コロナワクチン接種事業用消耗品等の購入について	
契 約 内 容	新型コロナワクチン接種事業用消耗品等の購入 ※コールセンター（西庁舎）で使用する消耗品等 ※集団接種会場で使用する消耗品等 ※新型コロナワクチン接種推進室で使用する消耗品等	
契 約 期 間	令和3年3月3日～令和3年3月12日	
契 約 締 結 日	令和3年3月3日	
契 約 相 手 方	有限会社 マルヒロ	
契 約 金 額	537,900円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p><b>【随意契約の理由】</b>                      新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、コールセンター（西庁舎）及び集団接種会場、新型コロナワクチン接種推進室で使用する消耗品の配備を早急に行う必要があることから緊急を要し、競争入札に付することができないため。</p> <p><b>【業者選定の理由】</b>                      新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、コールセンター及び集団接種、事務処理を行うにあたり、大量の事務用品が必要となる。                      品目は事務用品のみではなく、コールセンターのスタッフが使用するマイク付き固定電話用ヘッドセットなど多岐にわたり、すべてを市が指定した期日までに納品させる必要があり、過去の給付金時の対応等を参考にし、有限会社 マルヒロを選定した。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	非常用飲料水袋の購入について	
契 約 内 容	災害時における住民への応急給水手段の一つとして備蓄している水袋の補充として同一製品を購入するもの	
契 約 期 間	納入期日 令和3年3月16日	
契 約 締 結 日	令和3年3月3日	
契 約 相 手 方	ワールドウォーターバッグ株式会社	
契 約 金 額	179,960円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	現在備蓄している簡易水袋は製造元が直接製造・販売しているため、他社の取り扱いがなく、競争入札に適さないため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課



## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	小中学校指導者用デジタル教科書の購入について	
契 約 内 容	小中学校に指導者用デジタル教科書の供給契約	
契 約 期 間	令和3年3月1日～令和3年3月26日	
契 約 締 結 日	令和3年3月1日	
契 約 相 手 方	有限会社 坂野書店	
契 約 金 額	3,454,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	今回購入するものは指導者用の教科書のため、教科書供給契約に基づき教育委員会が特定の販売店からしか購入できず、販売できる業者が限定されているため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

## 随意契約に関する調書（公表）

<b>所 管 課 名</b>	消防本部 消防署	
<b>件 名</b>	シミュレーション人形修繕について	
<b>契 約 内 容</b>	南出張所の救急訓練用として常時使用しているシミュレーション人形が経年劣化により破損が著しく動作不良も起きていることから救急訓練が実施出来ない状況のために修繕をするもの。修繕内容（１）心マ用スプリング・シャフト、胸プレート（２）肺袋、肺用台紙、気胸バック（３）気道・舌、上顎・下顎、上顎義歯（４）除細動用パドルコネクタ、除細動電極受け（５）胸部・頸部スキン、ゴムチューブ（６）リチウムイオンバッテリー	
<b>契 約 期 間</b>	納入期日 令和3年3月31日	
<b>契 約 締 結 日</b>	令和3年2月25日	
<b>契 約 相 手 方</b>	日本船舶薬品株式会社名古屋支店	
<b>契 約 金 額</b>	480,700円	
<b>根 拠 規 定</b>	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	<b>随意契約の理由及び業者選定の理由</b>	<p>シミュレーション人形（以下「人形」という。）は南出張所の救急訓練用として使用している。当該人形を使用し様々な病態を想定した救急訓練を行う事で救命技術の習得をする事が必要不可欠である。現在不良箇所が多数散見され救急訓練が実施出来ない状況であるため修繕が必要である。</p> <p>修繕をするにあたり、当該人形の故障箇所を判明させるには製造元に直接人形を持ち込み調査する必要があるため、直接の代理店である日本船舶薬品株式会社名古屋支店に人形の回収及び調査を依頼。製造元でしか修理を行う事が出来ないため、契約の性質又は目的が競争入札に適さない時の規定を適用し、随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>
<b>その他特記事項</b>		

※ 本件についてのお問い合わせ先 消防本部 消防署

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	歴史まちづくり課	
件 名	文化史料館展示ケース修繕	
契 約 内 容	文化史料館本館展示室1内にある展示ケース1台について、開閉部分が故障しているため、同箇所を取替およびメンテナンスを行う修繕。	
契 約 期 間	令和3年3月9日から令和3年3月19日まで	
契 約 締 結 日	令和3年3月8日	
契 約 相 手 方	(株) オカムラ 名古屋支店	
契 約 金 額	396,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由及び業者選定の理由	今回修繕を行う文化史料館本館展示室1内の展示ケースは、平成23～24年度にかけて施行した文化史料館リニューアル工事の際に、展示室に合わせて(株)オカムラが特注で製作したものであり、同社が修繕を行うことが最も合理的であるといえる。また、今回取替を行う部品については(株)オカムラしか製造しておらず、かつ構造も特殊であるため同者しか組み立てることができるものがない。したがって、当該契約の内容が競争入札に適さないことから、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 歴史まちづくり課